

〔オープン外貨定期預金〕

| 項 目 | 内 容 |
|--|--|
| 1. 商品名 | オープン外貨定期預金（自動継続・期払） |
| 2. 販売対象 | 個人・法人のお客様 |
| 3. 預金保険 | 外貨定期預金は預金保険の対象外です。 |
| 4. 通貨種類 | 米ドル、豪ドル、ユーロ |
| 5. 期間 | 1,000 通貨単位型…3ヶ月、6ヶ月、1年 5,000 通貨単位型…1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年 自動継続方式（元利継続型）、期払い方式（非継続方式。米ドルのみ） 自動継続方式（元利継続型）：利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。 期払い方式（非継続方式。米ドルのみ）：元利金を満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 6. お預け入れ単位 | 1,000 通貨単位型…1,000 通貨単位以上 5,000 通貨単位未満 1 補助通貨単位 5,000 通貨単位型…5,000 通貨単位以上～50,000 通貨単位以下 1 補助通貨単位 |
| 7. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報の入手方法 | 市場金利の動向に応じて決定します。お預け入れ日の利率が満期日まで適用される固定金利です。 満期日以後に一括してお支払いします。 付利単位を通貨単位（米ドルの場合 1 ドル）とし、1 年を 360 日とした日割り計算により算出します。 ①利息 ・個人のお客様：20%（国税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税 （マル優のお取り扱いはできません。） ※2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・法人のお客様：総合課税となります。 ②為替差益・差損 ・個人のお客様：為替差益は雑所得として確定申告が必要となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で、給与所得・退職所得以外の他の所得に為替差益を含めた額が、年間 20 万円以下の場合は申告不要です。為替差損は他に雑所得がある場合、雑所得の範囲内に限り差引計算ができます。 ・法人のお客様：為替差益・差損とも営業外損益として法人税確定申告額に含まれます。 ※くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。 窓口におたずねください。 |
| 8. 手数料 | 外貨預金のお預け入れ及びお引き出しには、手数料がかかる場合があります。 くわしくは後記「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。 |

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>9. 満期時の取り扱い 10. 重要事項について</p> | <p>自動継続を中止する場合は、満期日の2営業日前までに手続きが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 為替相場変動によるリスクがあるため、利息を含むお受け取り円貨額が、お預け入れ時の円貨額に満たない（元本割れ）ことがあります。 お預け入れ時にはTTSレート（電信売相場）、お引き出し時にはTTBレート（電信買相場）を適用します。TTBレートの方がTTSレートより、米ドルは2円、豪ドルは5円、ユーロは2円80銭安いいため、為替変動がない場合でも、この適用相場の差が為替差損となり、ご負担が生じます。 <p style="padding-left: 40px;">TTSレート：お客さまが円を外貨に交換するときの換算相場です。</p> <p style="padding-left: 40px;">TTBレート：お客さまが外貨を円に交換するときの換算相場です。</p> |
| <p>11. 付加できる特約事項</p> | <p>ございません。</p> |
| <p>12. 中途解約時の取り扱い</p> | <p>中途解約は原則としてお受けできません。万が一、当金庫がやむを得ないものと認めて、中途解約する場合は、解約日の当該通貨の普通預金利率を適用します。</p> <p>また、別途市場実勢に応じた手数料がかかる場合があります。</p> |
| <p>13. その他参考事項</p> | <p>お預け入れ後、満期日の2営業日前までは、満期時の為替レートを予約し受取円貨額を確定させることができます。（この場合、締結した為替予約を使用し満期日に解約することが条件となります。）</p> <p>この預金及び証書は、譲渡または質入れすることはできません。</p> <p>満期日以後、解約お手続きまでの利息は解約日における当該通貨の外貨普通預金利率により計算します。</p> |
| <p>14. 当金庫が対象業者となっている認定投資者保護団体</p> | <p>ございません。</p> |
| <p>15. お問い合わせ先</p> | <p>各本支店の店頭または市場金融部外為担当（054-247-1432）までお問い合わせください。</p> |
| <p>16. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、静岡県弁護士会（電話：054-252-0008）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または一般社団法人静岡県信用金庫協会（9時～17時、電話：054-255-5530）にお申し出ください。お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 |

「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」

| お預け入れ・お引き出し方法 | | 手数料・金利 |
|---------------|------------------------------|---|
| お預け入れ | 円預金からのお振替 | 為替手数料（1米ドルあたり1円、1豪ドルあたり2円50銭、1ユーロあたり1円40銭）を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレートを適用 |
| | 外貨現金でのお預け入れ | ※お取扱できません |
| | ご本人の外貨預金からのお振替 | 当金庫内のご本人間のお振替は、手数料がかかりません ただし、外貨IB商品からのお振替は、お取扱できません |
| お引き出し | 円預金へのお振替 | 為替手数料（1米ドルあたり1円、1豪ドルあたり2円50銭、1ユーロあたり1円40銭）を含んだ為替相場である当金庫所定のTTBレートを適用 ただし、100米ドル相当未満の場合 1回につき200円 |
| | 外貨現金でのお引き出し | ※お取扱できません |
| | ご本人の外貨預金へのお振替 | 当金庫内のご本人間のお振替は、手数料がかかりません ただし、外貨IB商品へのお振替は、お取扱できません |
| | 外貨でのご送金にご使用 (海外向け、国内向け共通) | ご利用サービスやご利用条件等により手数料が異なります。 くわしくは後記「外国仕向送金に関わる手数料」をご覧ください。 または営業係へお問い合わせください。 |

- ・ 上記手数料には消費税等はかかりません。

「外国仕向送金に関わる手数料」

| | 窓口 | リピーター | FAX 外国送金サービス |
|---------------------------|-------------------------|--------|---------------|
| 送金手数料 | 7,500円 | 7,000円 | 6,000円 |
| 取扱手数料 | お取引外貨額の0.05%（最低 2,500円） | | 同左（最低 2,000円） |
| 支払銀行手数料 (ご依頼人負担とされる場合) | 2,500円 | | 1,500円 |

- ・ 上記手数料には消費税等はかかりません。